

## 鳥取県告示第527号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年9月6日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

### 1 区域及び期間

#### (1) 区域

米子市彦名新田150, 418, 420, 444, 642, 662

#### (2) 期間

平成23年9月20日から同年10月31日まで

### 2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第3号に規定する松毛虫

### 3 行うべき措置の内容

松毛虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、地上から薬剤の散布を行うこと。

### 4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松毛虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

### 5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。